

ご遺族の方へ

潮来市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心よりお悔やみ申し上げます。

潮来市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

潮来市役所 0299-63-1111 (代表)

もくじ

1. 死亡届について.....	5ページ
2. 証明書の発行について.....	6ページ
3. 障害福祉の手続きについて.....	7ページ
4. 年金の手続きについて.....	7ページ
5. 介護保険について.....	8ページ
6. 葬祭費について.....	8ページ
7. 亡くなられた方に児童がいる場合.....	9ページ
8. 税の手続きについて.....	9ページ
9. 住宅関係の手続きについて.....	11ページ
10.市営墓地について.....	12ページ
11.空家になった住まいの今後について.....	12ページ
12. 外国籍の方の届出について.....	13ページ
13.お問い合わせ窓口一覧.....	14ページ
14.その他の主な手続きについて.....	15ページ

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページでご確認ください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
	戸籍の証明書等が必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
障害福祉社	障害者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p. 7
年金	国民年金を受給または、加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p. 8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	後期高齢者医療保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p. 9
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	18歳以下のお子様がいるご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	市・県民税の課税の手続きが必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p. 9
	固定資産税の課税の手続きが必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	会社員でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
	個人事業主でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ(目安)

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜葬儀告別式 ○ 葬儀法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡届等 ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 年金関係の手続 ○ 公共料金等の手続(22ページ参照) ○ 遺言書の調査・遺言書の検認 ○ 相続人の調査・確定 ○ 相続財産の調査 ○ 相続放棄・限定承認 <p>(17、18ページ参照)</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税の 準確定申告(18ページ参照)

10カ月以内

1年以内

○一周忌

潮来市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(17ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告納付(18ページ参照)

〈14ページ〜〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈次ページ〜〉
必要な手続きの
詳細について

◇ 死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。
火葬場の予約をしてから届出をお願いします。

◇ 火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名等をお知らせください。

◇ 届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本等の提出が必要です)

◇ 必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通
- ・印鑑

◇ 潮来市に届出を提出する場合は

受付場所：市役所本庁舎1階市民課

受付時間：【平日(8:30～17:15)】【第2・第4日曜開庁日(8:30～12:00)】

【休日※(8:30～12:00)】※土曜日・祝日・日曜開庁日以外の日曜日

休日にご連絡をいただいてから職員が参りますので、お時間をいただきます。

【夜間・上記以外の時間】

警備員がお預かりします。火葬許可証の発行は翌開庁日以降となります。

2. 証明書の発行について

証明書の発行につきましては、窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許等）を確認しておりますのでお持ちください。

◇ 死亡の記載をされた戸籍の証明書※の発行

※戸籍謄本、除籍謄本
改正原戸籍謄本等

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・本籍地に届出をした場合 → おおむね 7 日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → おおむね 14 日～ 21 日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本、改正原戸籍謄本等が必要となる場合があります。

戸籍謄本等を請求できる方

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 父母、祖父母など(直系尊属)
- ④ 子、孫など(直系卑属)

戸籍の証明書は本籍地のみでの請求でしたが、令和 6 年 3 月 1 日から本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できるようになりました（広域交付）。広域交付での戸籍の証明書の詳細については 19・20 ページをご覧ください。

- ⑤ 上記以外の方で第三者の戸籍を取得する場合は、自己の権利の行使や義務を履行するため、及び官公庁の手続きのため等正当な理由がある場合に限りです。利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料(死亡者との関係性が確認できるものや提出先から求めがあったことや必要性が確認できる書類等)を確認します。(広域交付は利用できません)
- ⑥ 上記①～⑤の代理人でその方からの委任状がある方(広域交付は利用できません)

◇ 亡くなられた方の住民票（除票）の発行について

住民票除票(亡くなられた方の住民票)については、同一世帯やご親族でも、利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料(提出先から求めがあったことや必要性が確認できる書類等)を確認します。請求理由が明らかでない場合、必要な説明や追加資料の提出を求める場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 戸籍届出・住民登録担当
市役所本庁舎 1 階 1 番窓口（内線 112,113）

3. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者等医療福祉費受給者証(マル福)など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

手帳の返還について	社会福祉課 障害福祉担当 第3分庁舎(福祉事務所)(内線 393,394)
医療福祉費受給者証(マル福)について	市民課 保険年金担当 本庁舎1階2番窓口(内線 122)

4. 年金の手続きについて

年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

国民年金に加入中の方(国民年金第1号被保険者の方)が亡くなられたとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 市役所本庁舎1階2番窓口(内線 129)
水戸南年金事務所 お客様相談室 029-227-3278

※窓口にお越しの際は、亡くなられた方の年金手帳(年金受給者の場合は、年金手帳・年金証書)、手続きされる方の本人確認書類・預貯金通帳をお持ちください。

※手続きの内容によっては、年金事務所、各共済組合、またはご遺族のお住まいの地域を管轄する年金事務所をご案内する場合があります。

※遺族厚生年金の請求手続きについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

5. 介護保険について

潮来市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなったときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人代表者の振込先口座がわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢福祉課 介護保険担当
市役所本庁舎 1階 3番窓口 (内線 119,125)

6. 葬祭費について

「潮来市の国民健康保険に加入されていた方」または「後期高齢者医療制度に加入されていた方」が亡くなったときは、葬祭を行った方に対して 50,000 円が支給されます。

◇ 申請に必要なもの

1. 亡くなった方の資格確認書等(既に返還された場合は不要です)
 2. 葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状等)
 3. 申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 保険年金担当
本庁舎 1階 2番窓口 (内線 123,129)

7. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する各種手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父または母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

児童手当・児童扶養手当

子育て支援課
第3分庁舎(福祉事務所)(内線386,388)

医療福祉費受給者証(マル福)
について

市民課 保険年金担当
本庁舎1階2番窓口(内線122)

8. 税の手続きについて

◇ 市民税・県民税(住民税)

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月以降に住民税の納税通知書が送付されます。また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

税務課 住民税担当
市役所本庁舎1階4番窓口(内線132～134)

所得税・相続税についてのお問い合わせ

潮来税務署
潮来市小泉南1358 0299-66-6931

◇ 固定資産税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人代表者兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 固定資産税担当
市役所本庁舎 1階 4番窓口 (内線 135,136)

所得税・相続税についてのお問い合わせ

潮来税務署
潮来市小泉南 1358 0299 - 66 - 6931

◇ 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

原付 (125cc 以下)・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 住民税担当
市役所本庁舎 1階 4番窓口 (内線 132 ~ 134)

125cc を超えるオートバイ

茨城運輸支局 050 - 5540 - 2017

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会茨城事務所
050 - 3816 - 3105 (コールセンター)

9. 住宅関係の手続きについて

◇ 市営住宅入居者が亡くなったとき

亡くなった方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、都市建設課へお問い合わせください。

◇ 必要な手続き

どなたが亡くなったかにより、手続きが異なります。

- (1)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※
- (2)入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
住宅を明渡す手続き
- (3)入居名義人以外の方が亡くなった場合
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

都市建設課 市営住宅担当
第1分庁舎1階(内線348)

◇ 県営住宅入居者が亡くなったとき

亡くなった方が県営住宅入居者の場合の手続きの詳細については、茨城県住宅管理センターへお問い合わせください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

一般財団法人茨城県住宅管理センター
水戸センター 029-226-3350

10. 市営墓地について

◇ 市営墓地「ほりのうち霊園」

亡くなられた方が市営墓地「ほりのうち霊園」の使用権をお持ちの場合、使用権の承継手続きが必要です。手続きの詳細は、環境課へお問い合わせください。

【所在地】

茨城県潮来市堀之内 1221 番地 3

詳しくは下記へお問い合わせください。

市営墓地についてのお問い合わせ

環境課 市営墓地担当

市役所本庁舎 2 階（内線 251）

11. 空家になった住まいの今後について

空家を管理せずに放置してしまうと、状態が悪化して資産価値が下がるほか、近隣の方の暮らしにも悪影響が及ぶ可能性があります。

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

空家の管理等についてのお問い合わせ

総務課 市民安心安全室

本庁舎 2 階（内線 232）

空家・空地を売却や賃貸したい場合

空家バンク（企業立地戦略室内）

本庁舎 3 階（内線 318）

12. 外国籍の方の届出について

◇ 外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先 (持参するとき)

茨城県水戸市北見町 1-1 水戸法務総合庁舎 1階
東京出入国在留管理局 水戸出張所

郵送先 (郵送するとき)

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11
東京港湾合同庁舎 9階 東京出入国在留管理局おだいば分室

◇ 亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局水戸出張所 029-300-3601
東京出入国在留管理局 0570-034259
(IP電話・外国から：03-5796-7234)

13. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

潮来市役所 0299-63-1111（代表）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
P5	死亡届について	市民課	市役所本庁舎 1 階 1 番窓口
P7	障害福祉の手続きについて	社会福祉課	第 3 分庁舎（福祉事務所）
P7	年金の手続きについて	市民課	市役所本庁舎 1 階 2 番窓口
		水戸南年金事務所	029-227-3278
P8	介護保険について	高齢福祉課	市役所本庁舎 1 階 3 番窓口
P8	葬祭費について	市民課	市役所本庁舎 1 階 2 番窓口
P9	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て支援課	第 3 分庁舎（福祉事務所）
		市民課	市役所本庁舎 1 階 2 番窓口
P9	住民税について	税務課	市役所本庁舎 1 階 4 番窓口
P9	所得税、相続税について	潮来税務署	0299-66-6931
P10	固定資産税について	税務課	市役所本庁舎 1 階 4 番窓口
P10	軽自動車税について	原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 住民税担当	
		125cc を超えるオートバイの場合 茨城運輸支局 050-5540-2017	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会茨城事務所 050-3816-3105（コールセンター）	
P11	市営住宅関係の手続きについて	都市建設課	第 1 分庁舎 1 階 都市計画グループ窓口
P11	県営住宅関係の手続きについて	茨城県住宅管理センター 水戸センター	029-226-3350
P12	市営墓地について	環境課	市役所本庁舎 2 階
P13	外国の方が亡くなられた ときの特別永住者証明書 （外国人登録証明書）の返 納先、郵送先について	〈返納先〉 東京出入国在留管理局	水戸出張所
		〈郵送先〉 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階 東京出入国在留管理局	おだいは分室
P13	亡くなられた方の配偶者 やご家族が外国籍の方の 場合	東京出入国在留管理局 水戸出張所	029-300-3601
		東京出入国在留管理局	0570-034259 （IP 電話・外国から:03-5796-7234）

14. その他の主な手続きについて

◇ 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載しておりますが、詳しくは勤務先へご確認ください。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者であった場合には、同時に資格喪失となりますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽまたは勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 〈手続先〉 故人の勤務先を所管する年金事務所 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◇ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書		

改葬・墓じまいの手続きについて(一般的な例)

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈潮来市から埋葬されている遺骨を移すとき〉
 市民課 改葬許可担当
 市役所 本庁舎1階1番窓口(内線112.113)

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、所有する固定資産を確認することができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円×法定相続人の数
<input checked="" type="checkbox"/>	農地の相続の届出	10カ月以内	相続により農地を取得した場合は、農業委員会に届出を行う必要があります。 〈問い合わせ窓口〉 農業委員会 市役所本庁舎2階 (内線 272)

不動産に関するルールが大きく変わります

相続登記がされないこと等により、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない所有者不明土地が発生すると、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないことから社会問題となっています。

所有者不明土地問題を解消するための新しい制度が、令和5年度から順次開始されます。

① 相続登記の義務化 令和6年4月1日から

- ① 相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
・令和6年4月1日前に相続が開始した場合においても対象となります。
- ② 遺産分割の協議が成立したときは、不動産を取得した相続人は、その成立を知った日から3年以内にその内容を踏まえた相続登記の申請をしなければなりません。

相続登記には、相続人全員を把握するための戸籍謄本の収集が必要です。そこで、これまでと異なる新たな仕組みが設けられます。

新設 **相続人申告登記**
※他の相続人の協力は不要です。



資料収集の負担を軽減



お問合せを
お待ちしております

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



② 相続土地国庫帰属制度 令和5年4月27日から

相続又は遺贈により土地を取得した相続人が、土地を国庫に帰属させることを可能とする制度です。

お問合せは **水戸地方務局不動産登記部門** TEL:029-221-5130 (直通)

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



ここが便利に！
1

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口
に請求できます！

ここが便利に！
2

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ボクは
コセキツネ!



とつても便利に
なるんだね!

令和6年3月1日から、戸籍証明書
等を最寄りの市区町村の窓口でも
取れるようになるんだ!
さらに、一か所の市区町村の窓口
にまとめて請求できるよ!



そんなことはないよ!



君はだれ?

広域交付始まるの巻

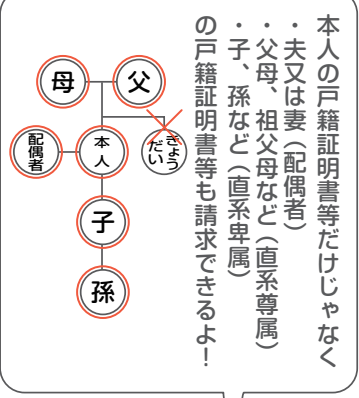


相続の手続を
したいけど、
本籍地が全国
各地にあるから
戸籍証明書を
集めるのが
大変だなあ...



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません。)
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

最寄りの窓口で
取れたよ!



これで相続登記も
ばっちりだね!



なるほど! /

きょうだいの戸籍証明書等は請求
できないから気をつけてね!



ほかにも
便利な制度が
始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP



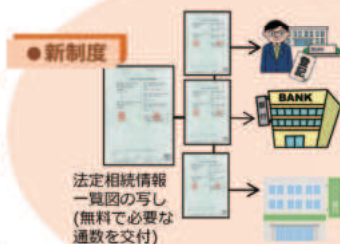
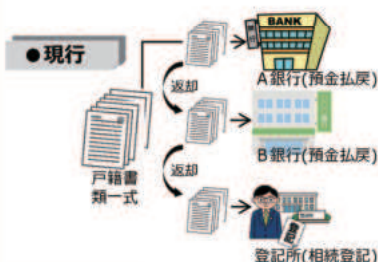
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

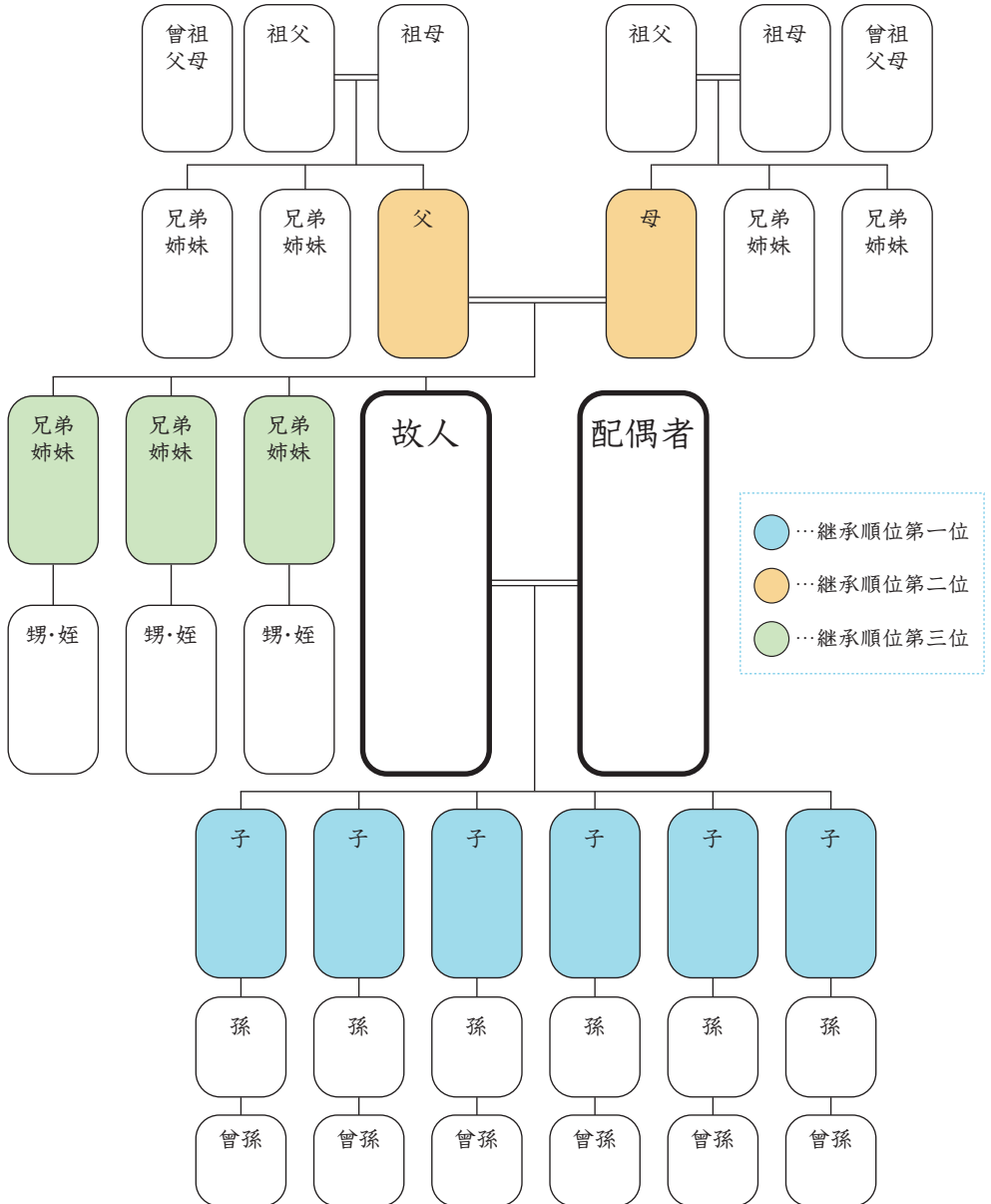
未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士

◇ 少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納 (有効期限内のもの)		パスポートセンター (茨城県に住所があった 場合には住所地の市役 所のパスポート担当)	・パスポート ・届出人の身分証明書 ・死亡事実のわかる戸籍 (除籍)謄本等 ・届出人と死亡者の関係を証 明できる書類 (戸籍謄本等)
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	上下水道料金の 名義変更・解約		ヴェオリア・ジェネッツ(株) 潮来営業所 (潮来市役所 本庁舎1階) 0299-94-5037	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

◇ ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◇ ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険 損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金 企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

広告事業者一覧

霊園・お墓

有限会社 大谷石材店

終活全般

株式会社鎌倉新書





ご供養の想いを
形にします。



長年にわたり地元のお客様にご愛顧いただいております

建墓後のアフターサービスも充実

お墓の工事



リフォーム



クリーニング



お墓の購入から納骨式のお手伝い・戒名追加彫刻・お墓の片付けなど、お気軽にご相談ください。

一般建設業 茨城県知事許可（般-06）第 38535 号

大型展示場は東関東潮来インターチェンジすぐそば

モバイルサイトは
こちらから／

(有)大谷石材店

〈事務所〉茨城県潮来市延方4828

〈展示場〉茨城県潮来市福島4195-1

<https://otanisekizai.jp>

☎0299-66-4381



いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！



診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの
質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の
人数は
わかりますか？

- ☑ 該当する
相続財産を
お選びください

- ☑ 相続税の申告は
必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、
不明・わからないを選択すれば
手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方に
おすすめ！



- 相続手続きが
初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶ 相続手続き 無料1分診断はこちらから！

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断 🔍



診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎ 0120-992-467

受付時間

平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとめた、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方
- ・お墓の種類と費用相場
- ・お墓購入の流れ
- ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



通話料無料
電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付
WEBで資料請求
いいお墓 ハンドブック 検索



※一冊につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

発行

潮来市

編集／制作

株式会社鎌倉新書

発行年

2026年4月作成

